



福 選 第 129 号

2012 年（平成 24 年）9 月 11 日

福山市 

大 戸 博 史 様

福山市選挙管理委員会委員長 片 山 幸 人



福山市長選挙選挙長

内 田 亮



公開質問状について（回答）

2012 年 8 月 31 日付けで提出のありましたみだしのことについては、別紙のとおり回答いたします。

回 答 書

この度の福山市長選挙については、2012年（平成24年）5月8日開催の第10回福山市選挙管理委員会において、当該選挙の選挙期日を8月5日、告示日を7月29日に定め、立候補予定者事務説明会を6月29日に開催し、立候補の届出や選挙運動そして選挙公営制度など一定の説明を行ったものであります。

当該説明会には現職1、新人1の2陣営が出席され、このことはマスコミの報道により市民に周知され、当該立候補予定者は公職の候補者等と位置づけられるものとなりました。その後の告示日においても、これら現職、新人の2名が立候補届出をされ、猛暑の中7日間、厳しい選挙運動が展開されました。福山市選挙管理委員会（以下「本選挙管理委員会」という。）としては、福山市明るい選挙推進協議会等と連携し、選挙啓発に取り組んだものの投票率は伸び悩み、結果として22.59%となったことは誠に残念であります。今後とも、投票率の向上に向け選挙啓発に取り組んでまいります。

こうした中、政治活動及び選挙運動に関する両陣営からの本選挙管理委員会への問い合わせ等については多種にわたるものであります。「選挙管理委員会」の基本的性格としては、個別の事案について事実を認定する立場になく一般論としての説明を行い、具体的な制限規定に抵触する、しないについて答える権限も持ち合わせていないことから、事実の立証を要する事例等については警察署において対応していただいております。今回の選挙妨害と主張される事例についても、これまでどおりの対応を行ったものであります。公務員の選挙運動に関しても、具体等をもって警察署に告発してください。

「選挙管理委員会」の補助機関である選挙管理委員会事務局職員の使命は、特定の公職に就くべき者を選出する選挙が公明かつ適正に行われ、有権者からの信頼に応えうるような選挙事務を執行することにあります。事務局職員とのやり取りの中で、説明不足等反省すべきところは反省し、次に生かしていかなければならないものと考えます。同時に公職の候補者たる者は、その置かれている立場をも考慮されることもあるのではと考えます。また、立候補届出受付事務においては公正かつ適正に行われたものであり、何ら問題はありません。

選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者にあつては、公職選挙法施行令第129条により一人1日15,000円以内と規定されています。この金額を超えて支払っている事実があれば、具体等をもって警察署に告発してください。

開票における第1回の中間発表時刻については、市長選挙については午後10時とし、他の選挙は午後10時30分としております。得票数に関しては、結果的に発表された票数になりましたが、特別な意図は全くありません。また、NHKが行う当選確実の速報については、独自の調査に基づくものと推測されますが、本選挙管理委員会とは何ら関係はありません。

投票事務従事者に支給する手当については、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」に基づく基準とほぼ同額の1時間当り午後10時まで2,400円、午後10時以降は、3,000円を適用し、投票事務従事者は1日(13時間)31,200円、開票事務従事者は従事した時間帯及び時間に応じた金額(今回の市長選挙においては1人当り平均額3,374円)であります。

投票所における投票立会人については、「福山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき1日11,500円であります。その人選に当たっては、各投票所の投票管理者が当該投票区の選挙人名簿登録者の中から地域の協力を得ながら人選し、もって本選挙管理委員会が選任をしています。

開票作業に当たる開票事務従事者については、90%以上が投票事務に引き続き開票事務に従事しており、午後8時投票終了後あと片付けを行い、午後9時には開票所に集合しなければならないという状況の中、夕食として630円の弁当とお茶を支給しております。開票終了後は長時間従事した職員の健康や体調管理を考え、パンとスポーツドリンク等を準備しているものです。また本選挙管理委員会では、投票所から投票箱等を開票所に安全に送致するためタクシーを使用しており、1台のタクシーに投票管理者、庶務担当者及び投票立会人の3人が同乗し往復しています。投票箱等を送致した職員の内、そのまま開票事務に従事する職員については、開票終了後帰途の手段としてタクシーを使用するものとしており、今回の利用者は55名であります。

以降、口頭でありました選挙運動用費用に関することについては、公職選挙

法第197条に規定する選挙運動に関する支出とみなされないものの範囲の中に、選挙運動用自動車は選挙運動に関する支出とみなされないとありますが、選挙運動用ポスターについてはその適用がありません。したがって同法第189条に規定する選挙運動費用収支報告書に当該選挙運動用ポスターに係る支出額を計上しなければなりません。

選挙立会人については、公職の候補者は選挙立会人となるべき者1人を定め、選挙の期日前3日までに選挙管理委員会に届け出ることができます。選挙立会人の届出が3人に達しないときは選挙長が選任することになります。今回の選挙では1人しか届出がありませんでしたので、公職選挙法第76条において準用する法62条の規定に基づき、選挙長において福山市明るい選挙推進協議会会長と本選挙管理委員の中から1人の計2人を選任したものであります。

選挙運動に使用したとされる文書図画について、選挙運動のために使用する文書図画は、公職選挙法第143条に規定されたもののほかは掲示することはできません。一般論としてご指摘の文書図画が掲示された場合は、公職選挙法第143条に抵触するものと思われます。なお、9月4日鞆町沼名前神社参道付近を調査しましたが見当たりませんでした。貴生徒たちへのいやがらせについては、すでに警察署に行かれておられると聞いております。

今後とも、本選挙管理委員会といたしましては、各種選挙の適正な管理執行及び明るい選挙の推進に努めてまいり所存であります。